

高梁市行財政改革大綱

平成18年3月

高 梁 市

目 次

1	行財政改革の必要性	1
(1)	地方分権の進展	1
(2)	合併効果の発揮	1
(3)	厳しい財政状況	2
(4)	市民と行政の協働によるまちづくり	2
(5)	元気あるまちを目指して	3
2	行財政改革の基本方針	3
3	行財政改革の5つの柱	4
(1)	市政運営方針の改革	4
(2)	組織の改革	4
(3)	人の改革	5
(4)	財政構造の改革	5
(5)	事務事業の改革	6
4	計画期間	6
5	実施計画の策定	6
6	推進体制	7

高 梁 市 行 財 政 改 革 大 綱

1 行財政改革の必要性

(1) 地方分権の進展

平成 12 年の地方分権一括法の施行により、地方自治体は国からの機関委任事務から開放されるなど、地方分権の流れが一層強まっています。市民に最も身近な行政主体である市町村は、自己決定・自己責任の原則のもと、その意欲と能力の発揮が試されることとなり、地方自治は新たな時代を迎えることとなりました。

こうした時代背景のもと、一方では政策面での地域間格差が拡大する可能性も生じており、政策形成能力や自治能力を高め、市民生活やまちづくりに関する多様な施策を自主的・自立的に担うことができる行政主体へ転換することが求められています。

(2) 合併効果の発揮

本市は平成 16 年 10 月 1 日に旧高梁市、旧有漢町、旧成羽町、旧川上町及び旧備中町が新設合併し誕生した新しい市です。

この合併は、地方分権型社会の進展に伴い、それまでの自治体の枠組みでは財源不足に陥り、新しい施策はもとより、旧団体で行なってきた行政運営にも取り組めないといった事態が予測される中で、行政のスリム化・効率化を図り、これからの少子・高齢化や情報化といった新しい時代のニーズに対応する自治体を創るために行ったものです。

今回の合併により、少子・高齢化対策のほか、行財政の効率化、地方分権などに対応した行政サービスの充実等が見込まれていますが、合併後 1 年が経過したことを契機として、従来からの行政サービスを市域の一体化という観点から、また合併効果が最大限に発揮され市民の皆さんに合併の効果が行き渡るよう、これまでの施

策を改めて見直し、真に新しい高梁市として市民が一体感を実感できる取組みが必要となっています。

(3) 厳しい財政状況

合併に伴うメリットの一つに行財政基盤の強化が挙げられており、合併市町村には普通交付税の合併算定替、包括的特別交付税措置、合併市町村補助金及び合併特例債などの財政措置が講じられています。本市でもこうした制度を活用しながら、(新)高梁市まちづくり計画(新市建設計画)の計画期間である平成25年度までに道路などのインフラ整備を進めるとともに財政基盤の強化等を図ることとしていました。

しかしながら、国においては国・地方財政の構造的行き詰まりを背景に、いわゆる「三位一体の改革」を取りまとめ、「国庫補助負担金の廃止・縮減」、「地方交付税の総額抑制と財源保障機能の縮小」及び「税源移譲による地方税の充実確保」等の改革を推し進めています。これにより、平成16年度予算では、歳入の大きな柱である地方交付税(旧1市4町合計)が大幅な減少となり、その財源不足を補うため財政調整基金をはじめ、多額の基金の取り崩しを余儀なくされたところです。

このように、国は今後も地方行財政改革を強力に指導してくる中で、地方財政を取り巻く環境は年々厳しさを増してきており、市民に最も身近な行政サービスを提供するためにも、財政基盤の強化が一層必要となっています。

(4) 市民と行政の協働によるまちづくり

生活水準の向上、余暇時間の増大、情報化社会の進展などに伴い人々の価値観やライフスタイルは多様化しています。また、それとともに、行政に対する住民ニーズも高度化・多様化し、まちづくりに対する関心も高まっています。そして、新しい課題等に的確に対応していくためには、それなりの財源や人的資源が必要となってきます。

しかしながら、財源はおのずと限りがあり、また人的資源も制約される中で、これからのまちづくりはそれまでの行政主導の形態から市民と行政がそれぞれ責任と役割を分担していき、お互いに協働しながら取り組むことが求められており、今まで以上に市民の市政への積極的な参画を推進していくことが重要となっています。

(5) 元気あるまちを目指して

限られた資源（人、もの、財源）で最大限の市民サービスを提供し、将来に希望のもてるまちを実現するためには、行政として行うべきことと住民として果たすべき役割を明確にしていく行財政改革が必要です。

市民と行政が一体となって知恵を結集し、連帯と協働を進めていくことによって、これからの地方分権時代にふさわしい自立した元気のあるまちを創造していきます。

2 行財政改革の基本方針

行財政改革を進める目的は、限られた資源（人、もの、財源）で最大限の市民サービスを提供することにあります。また、地方分権の進展に伴い、自己決定と自己責任が求められる中、地域の実情に沿った効果的な施策を進めていくためには、住民と行政が役割分担を明確にした上で、お互いが協力しながら、総合計画に掲げた「交流・創造都市 たかはし」の実現に向けて取り組んでいくことが必要となっています。

しかしながら一方で、本市の財政状況は、資料1「高梁市の財政状況」で示したとおり財政の硬直化が一段と加速し、今後極めて厳しい財政運営を強いられることが予想されています。

行財政改革の目的と財政の状況、これらを十分認識した上で、これから本市が進めようとする行財政改革の基本的な考え方について次のように定め、取り組んでいくこととします。

[基本方針]

《 市民との協働によるまちづくりと、簡素で効率的な行財政システムの構築 》

3 行財政改革の5つの柱

(1) 市政運営方針の改革（市民との協働によるまちづくり）

市民への積極的な情報提供や市政への参画機会の拡充に努め、地方分権の時代に対応した行政運営への転換を図ります。

市民の満足度の向上を図りつつ、市の役割分担を見直すなかで官と民の区別を明確にしていき、これからのまちづくりは自分達で考え、自己決定・自己責任という原則に立ち返り、市民との協働により行なっていきます。

【推進項目】

- ① 市民の視点に立った行政運営
- ② 市民との協働によるまちづくり

(2) 組織の改革（効率的な組織体制確立への取組み）

限られた資源（人、もの、財源）を最大限に活用し、急速に変化する社会経済情勢と市民ニーズに的確に対応するため、スリムで効率的な組織体制を確立させていただきます。

そのため、出先機関等も含めた組織体制について、行政の原点に立ち返って見直しを行い、組織の簡素化に合わせて、適正定員数に向けた計画的な職員の削減を進めます。また、外郭団体等についても民間との業務分担を進めていく中で、その見直しや適正化に積極的に取り組みます。

【推進項目】

- ① 行政組織等の見直し
- ② 人件費の削減

- ③ 市議会のあり方
- ④ 外郭団体の見直し

(3) 人の改革（人材育成と能力発揮等に向けた取組み）

地方分権の進展や市民ニーズの高度化・多様化に対応した質の高いサービスを提供するため、職員の意識改革に取り組みながら、政策立案能力や課題解決能力等の向上を図ります。

また、職員一人ひとりの能力・実績の重視とその能力を最大限に引き出すための環境づくり、仕組みの見直し等に取り組みます。

【推進項目】

- ① 職員の意識改革
- ② 人事評価システムの構築等
- ③ 給与制度の見直し

(4) 財政構造の改革（健全財政確立への取組み）

歳入・歳出のバランスが整った健全な財政構造を確立するため、受益者負担のあり方や税等の徴収方法について見直しを行ない、公平性・平等性を保つ仕組みを構築するとともに、各種方面の見直しを進め歳入の確保を図ります。

歳出においては、できる限り少ない財源で最大限の効果が得られるよう、施策にメリハリを持たせ、財政構造の弾力化を進めます。

【推進項目】

- ① 歳入の確保
- ② 受益者負担の適正化
- ③ 地方債の発行の抑制
- ④ 特別会計の整理統合及び繰出金の抑制

(5) 事務事業の改革（効率的な行財政運営への取組み）

これまでの行財政について、意識を改革していく必要があります。そのため、行政側からだけでなく、受益者である市民の側からも、その役割分担について検証を行い明らかにしていく必要があります。そして、外部委託の推進などによる行政サービスのコスト削減等に取り組めます。

事務事業の必要性や行政関与の妥当性等の判断を的確に行うため、事業評価のシステム構築を進め、事業・政策評価に基づいた施策の重点化を図ります。

【推進項目】

- ① 一般事務経費等の見直し
- ② 外部委託の検討・再検証
- ③ 報酬・賃金・報償費の見直し
- ④ 補助金・負担金・扶助費等の見直し
- ⑤ 事務事業の見直しと重点配分
- ⑥ 市有財産の有効活用と効率的な管理体制の構築

4 計画期間

この行財政改革大綱の計画期間は、平成 17 年度を初年度とし平成 22 年度までの 6 年間とします。

5 実施計画の策定

行財政改革の着実な推進を図るため、具体的な取り組みを定めた実施計画を策定します。なお、実施計画には、各改革項目の実施予定年度や数値目標を掲げ、この情報を市民と共有する中で取組みを進めていきます。

6 推進体制

行財政改革を着実に推進するために、庁内組織である行財政改革推進本部を中心に全庁的な取組みを図ります。

さらに、行政改革の進行状況について、広報紙やホームページ等により市民に公表します。